



県章

山形県公報

令和元年10月8日(火)
第45号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……576
- 失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 山形県卸売市場条例施行規則を廃止する規則……………(6次産業推進課) ……577
- 山形県漁港漁場整備法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……578
- 山形県屋外広告物審議会規則を廃止する規則……………(県土利用政策課) ……同

訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……同

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……579
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……580
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……581
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……582
- 同……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……584
- 生活保護法による指定施術機関の変更の届出……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……585
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会 計 局) ……586

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………同

企業局関係

規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………同

病院事業局関係

規程

○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………587

公 告

○特定調達契約に係る落札者の公告……………（教 育 庁）… 同

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第31号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則（昭和39年4月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第199条の表中	山形県屋外広告物審議会	知事の諮問に応じ、山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第1条に規定する広告物及びこれを掲出する物件に関する重要事項を審議すること	を
	山形県景観審議会	山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議すること	

山形県景観形成審議会	山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）及び山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）の規定によりその権限に属させられた事項並びに知事の諮問に係る良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議すること	に改める。
------------	--	-------

附 則

この規則は、令和2年2月8日から施行する。

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第32号

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当の支給に関する規則（昭和50年11月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第3号を削り、同条第4号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第9条第2項中「起算して1箇月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

別記様式第1号（裏）の退職した職員の注意事項に次の1項を加える。

- 4 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間（これを支給期間という。）であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、失業者の退職手当の支給に関する規則第9条第2

項に定める所定の期限までに元の任命権者に提出することにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間（最大限4年）となること。

別記様式第1号（別紙）中

「	<input type="checkbox"/>	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職	」	を
	<input type="checkbox"/>	(3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職		
「	<input type="checkbox"/>	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職	」	に、

「(4) 地方公務員法」を「(3) 地方公務員法」に、「(5) 地方公務員法」を「(4) 地方公務員法」に、「(6) 退職勧奨」を「(5) 退職勧奨」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定及び別記様式第1号（裏）の退職した職員の注意事項に1項を加える改正規定は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の失業者の退職手当の支給に関する規則（以下「旧規則」という。）第7条の2第3号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の失業者の退職手当の支給に関する規則（以下「新規則」という。）第7条の2に規定する山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）第11条第1項に規定する規則で定めるものとみなす。
- 新規則第9条第2項の規定は、新規則第4条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。

山形県卸売市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第33号

山形県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

山形県卸売市場条例施行規則（昭和46年12月県規則第75号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年6月21日から施行する。
(山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)
- 山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年10月県規則第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	山形県卸売市場条例施行規則（昭和46年12月県規則第75号）	第20条	を
	山形県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和48年3月県規則第19号）	第8条	

山形県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和48年3月県規則第19号）	第8条	に改める。
--	-----	-------

別表第4中	山形県中小企業高度化資金貸付規則	第26条	を
	山形県卸売市場条例施行規則	第20条	

「山形県中小企業高度化資金貸付規則 第26条」に改める。

山形県漁港漁場整備法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月8日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第34号

山形県漁港漁場整備法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県漁港漁場整備法の施行に関する規則（昭和59年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項中「1年以内（水面及び土地の一部の占有にあつては3年以内）」を「10年以内」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県屋外広告物審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年10月8日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第35号

山形県屋外広告物審議会規則を廃止する規則

山形県屋外広告物審議会規則（昭和36年4月県規則第25号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和2年2月8日から施行する。

訓 令

山形県訓令第4号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年10月8日

山形県知事 吉村美栄子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。
別表第2農林水産部の項6次産業推進課の項中

		3 第60条の規定による地方卸売市場の廃止の許可に関すること。		を
--	--	---------------------------------	--	---

		3 第60条の規定による地方卸売市場の廃止の許可に関すること。		に改める。
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）に関すること。		1 附則第3条第4項前段の規定による地方卸売市場の認定に関すること。		

附 則

この訓令は、令和元年12月21日から施行する。

告 示

山形県告示第338号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター米沢大町 米沢市大町二丁目3番57号	訪 問 介 護	令和元. 9.30

山形県告示第339号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター米沢大町 米沢市大町二丁目3番57号 メゾン・ライゼ105号室	居 宅 介 護	令和元. 9.30
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター米沢大町 米沢市大町二丁目3番57号 メゾン・ライゼ105号室	重度訪問介護	同

山形県告示第340号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社よつ葉野	てんとう虫 酒田市亀ヶ崎七丁目3番11号	福祉用具貸与	令和元. 9.26
株式会社よつ葉野	てんとう虫 酒田市亀ヶ崎七丁目3番11号	特定福祉用具販売	同
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターゆするべ 酒田市遊摺部字村立5番地の1 フィール ファイン酒田A203号室	訪 問 介 護	同
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターあまるめ 東田川郡庄内町余目字梵天塚90番地2 シューハイム103号室	訪 問 介 護	同

山形県告示第341号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社よつ葉野	てんとう虫 酒田市亀ヶ崎七丁目3番11号	介護予防福祉用具貸与	令和元. 9. 26
株式会社よつ葉野	てんとう虫 酒田市亀ヶ崎七丁目3番11号	特定介護予防福祉用具販売	同

山形県告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ラパス調剤薬局酒田南店	酒田市大宮町一丁目4番14号	平成31. 3. 1
訪問看護ステーションやわた	酒田市小泉字前田37番地	同 3. 26
訪問看護ずつと	酒田市亀ヶ崎四丁目15番45号今井ビル2階2B	同 3. 28
奥山歯科クリニック	西村山郡河北町谷地所岡一丁目4番4号	同 4. 1
石黒歯科・矯正歯科医院	鶴岡市本町一丁目5番25号	同
ふれあい調剤薬局中郷店	寒河江市大字中郷字前田1047番地1	同
なごみ薬局わかば店	尾花沢市若葉町二丁目1番8号	同
訪問看護ステーションらいふ	酒田市こがね町二丁目23番地の3	同 4. 23
てんどう脳神経外科・頭痛クリニック	天童市芳賀タウン南三丁目7番7号	令和元. 5. 1
あんどろクリニック	寒河江市大字中郷1042番2	同
宇賀神内科クリニック	東根市中央南一丁目6番28号	同
谷川内科クリニック	酒田市千石町二丁目11番27号	同
ふれあい調剤薬局さがえ店	寒河江市本町三丁目11番11号	同
調剤薬局ツルハドラッグ東根神町店	東根市神町北五丁目3番1号	同

共創未来 千石町薬局	酒田市千石町二丁目11番26	同 5. 7
アイン薬局 ハート泉店	酒田市泉町1番16号	同
鬼海小児科	寒河江市八幡町1番10号	同 5.21
南陽矢吹クリニック	南陽市若狭郷屋917番地11号	同 6. 1
瀬尾薬局 駅東店	酒田市駅東二丁目4番地の1	同
さつき調剤薬局	鶴岡市昭和町8番30号	同 7. 1

山形県告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
ラパス調剤薬局酒田南店	酒田市大宮町一丁目4番14号	平成31. 2.28
石黒歯科・矯正歯科医院	鶴岡市本町一丁目7番51号	同 3.31
宇賀神内科クリニック	東根市中央南一丁目6番28号	同 4.30
訪問看護ステーションらいふ	酒田市こがね町二丁目23番地の3	同
有限会社瀬尾薬局 駅東店	酒田市駅東二丁目4番地の1	令和元. 5.31
日本調剤若葉薬局	鶴岡市若葉町25番13号	同
みどり町薬局	鶴岡市みどり町32番55号	同 6.30
さつき調剤薬局	鶴岡市昭和町8番30号	同

山形県告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
新田クリニック	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	上山市金生一丁目15番10号	平成31. 4. 1
ハート調剤薬局ひよし店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市日吉町11番11号	令和元. 6. 10
ケアマネージメントあさひ	居宅介護支援事業	天童市五日町一丁目2番5号	同 7. 1

山形県告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
あさひ介護支援センター新庄
新庄市大町16番6号
- 2 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
新庄市大手町2番83号	新庄市大町16番6号	平成22. 4. 1

山形県告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
医療生活協同組合やまがた
鶴岡市文園町9番34号
- (2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
庄内医療生活協同組合 鶴岡協立病院	医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立病院	平成29. 4. 3

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 協立ケアプランセンターわかば
 鶴岡市双葉町13番45号
 (2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
協立ケアプランセンターあおば	協立ケアプランセンターわかば	平成29. 5. 1

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 共創未来 ライラック薬局
 酒田市相生町一丁目6番26号
 (2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ライラック調剤薬局	共創未来 ライラック薬局	平成30. 9. 14

- 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 ホームヘルパーセンターともえ
 鶴岡市茅原字草見鶴73番地（茅原北3街区1）
 (2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
永寿荘ホームヘルパーセンター	ホームヘルパーセンターともえ	平成31. 1. 1

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
鶴岡市茅原町28番10号	鶴岡市茅原字草見鶴73番地（茅原北3街区1）	平成31. 1. 1

- 5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 山辺町社会福祉協議会訪問介護事業所
 東村山郡山辺町大字大塚836番地1
 (2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
東村山郡山辺町大字山辺3700番地	東村山郡山辺町大字大塚836番地 1	平成31. 4. 1

6 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ケアショップれいだん
東田川郡庄内町余目字月屋敷101番地の2

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
さふらん余目店	ケアショップれいだん	令和元. 7. 1

山形県告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
フラワーきため	小規模多機能型居宅介護	天童市北目二丁目4番32号	平成25. 9. 30

山形県告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地

石山 敏
からだ元気治療院 山形西店
山形市瀬波三丁目6番11号

2 変更の内容

施術所の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
在宅訪問マッサージかがやき 寿安山形店	からだ元気治療院 山形西店	令和元. 6. 5

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
東根市若木通り一丁目8番2号	山形市瀬波三丁目6番11号	令和元. 6. 5

山形県告示第349号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市の北部
- 2 公共測量を実施する期間
令和元年11月1日から令和2年3月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量）

山形県告示第350号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡小国町大字沼沢地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和元年9月17日から同年12月13日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第351号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局月山ダム管理所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市大網及び同市田麦俣地内（月山ダム貯水池周囲）
- 2 公共測量を実施する期間
令和元年10月1日から令和2年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量、1m及び5mグリッドデータ）

山形県告示第352号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	廃止年月日
氏 名	住 所		
島倉 寛	東置賜郡高畠町大字竹森46番地	同 左	令和元. 9. 26

人事委員会関係**規 則**

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月8日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

第75条第1号中「、又は失職し」を削り、同条第3号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

企業局関係**規 程****山形県企業管理規程第2号**

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年10月8日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第9条の3中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

- この規程は、令和元年12月14日から施行する。
- この規程の施行の日前に退職した者がこの規程による改正前の山形県企業局職員の給与の支給に関する規程第9条の3第3号に掲げる者に該当する場合には、この規程による改正後の山形県企業局職員の給与の支給に関する規程第9条の3に規定する山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）第18条第5項の管理者が定めるものとみなす。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第4号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年10月8日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第25条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

- この規程は、令和元年12月14日から施行する。
- この規程の施行の日前に退職した者がこの規程による改正前の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程第25条第3号に掲げる者に該当する場合には、この規程による改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程第25条に規定する山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）第22条第5項の管理者が定めるものとみなす。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県統合型校務支援システム構築・運用業務 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県教育庁高校教育課職業教育担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3067
- 落札者を決定した日 令和元年9月11日
- 落札者の名称及び所在地
東日本電信電話株式会社山形支店 山形市薬師町二丁目18番1号
- 落札金額 268,000,000円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和元年7月26日

令和元年10月8日印刷
令和元年10月8日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県